

## 公益財団法人北上市スポーツ協会表彰規程運用基準

公益財団法人北上市スポーツ協会表彰規程第10条の規定に基づき、第3条各号に定める選考の基準を次のとおり定めるものとする。

### 1 功労賞

#### (1) 個人

ア 加盟団体の役員として10年以上にわたり尽力し、顕著な功績があった者

イ 同一競技種目に10年以上にわたり活動し、クラブ等団体の育成に顕著な功績があった者

ウ 満50歳以上の者

#### (2) 団体

ア 同一競技種目に10年以上にわたり活躍し、加盟団体の発展に顕著な功績があったもの

イ クラブ等団体の運営が健全かつ模範的で、10年以上にわたり加盟団体の発展に顕著な功績があったもの

### 2 栄光賞

(1) 小学生、中学生及び高校生は、表彰の対象としない。

(2) 年齢区分、年齢制限及び参加制限のある大会は、表彰の対象としない。

### 3 優秀賞

(1) 小学生、中学生及び高校生は、表彰の対象としない。

### 4 その他

功労賞の選考の基準に、次の基準を追加する。

(1) 北上市スポーツ協会（合併前の旧3市町村体育協会及び合併後の北上市体育協会を含む。）、岩手県スポーツ協会及び日本スポーツ協会の表彰を受けたことがないもの。

(2) 北上市（合併前の旧3市町村を含む。）、岩手県及び国の表彰を受けたことがないもの。

附 則

この基準は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。